

くろまぐろ漁獲証明書記入要領

2007年の ICCAT 勧告に従い、我が国から輸出されるくろまぐろには、くろまぐろ漁獲証明書（以下「漁獲証明書」という。）の添付が義務づけられます。また、くろまぐろを輸出しようとする輸出業者は、漁獲証明書の該当箇所を記入することが要求されます。完全に記載され、かつ、有効な漁獲証明書が添付されたくろまぐろのみが政府職員の確認を得ることが出来ます。なお、当該漁獲証明書は我が国の漁船が太平洋海域において漁獲したくろまぐろ、又は、日本で養殖又は完全養殖されたくろまぐろにのみ適用されます。

この記入要領に従って漁獲証明書の必要な欄に記入を行ってください。英語以外の言語で記入する場合は、漁獲証明書に英訳を記入してください。なお、くろまぐろの魚肉以外の部分（頭、目、卵、内臓、尾等）の輸出の場合にあっては、くろまぐろ漁獲証明書は必要ありません。

記 入 要 領

証明書番号 (DOCUMENT NUMBER) :

この欄は、漁獲証明書を発行する国又は地域が、国又は地域別コード付きの番号を付すために設けられたものであり、記入の必要はない。

漁獲情報 (CATCH INFORMATION) :

輸出対象が、我が国の漁船が太平洋海域において漁獲した、又は、日本で養殖（我が国周辺で漁獲したくろまぐろを育成する場合に限る）又は完全養殖されたくろまぐろであることを条件に、記入の必要はない。

貿易情報 (TRADE INFORMATION) :

(1) 製品情報 (PRODUCT DESCRIPTION)

当該貨物のくろまぐろの製品形態を生鮮(F)、冷凍(FR)別に、丸(RD)、エラ腹抜き(GG)、ドレス(DR)、フィレ(FL)、その他(OT)に区分すること。「その他」の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

当該貨物のくろまぐろの製品純重量(Net Weight)をキログラムで記入すること。

(2) 輸出者/販売者 (EXPORTER/SELLER)

当該貨物のくろまぐろの輸出地（出発地）(PT OF EXPORT/DEPARTURE)、仕向け地（地域、国）(STATE OF DESTINATION)、会社名(Name)及び住所(Address)、署名(Signature)、署名した日付(Date)を記入すること。

(3) 輸送方法 (TRANSPORTATION DESCRIPTION)

当該貨物のくろまぐろの輸送方法（空輸等）を記入すること。

(4) 政府認証 (GOVT VALIDATION)

政府により記入されるため、記入の必要はない。

(5) 輸入者/購入者 (IMPORTER/BUYER)

輸入業者が記入するため、記入の必要はない。